

令和8年度 酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育開催のご案内

建設業労働災害防止協会岩手県支部

「地下に布設される物を収容するための暗きょ、マンホール又はピット内部での作業(工事中のものを含む)」、或いは「腐敗・分解しやすい物質を入れてあり、又は入れたことのあるタンク、船倉、槽、管、暗きょ、マンホール、溝又はピット内部での作業」等は法令で「酸素欠乏危険場所」と定められております。

当該場所は、「酸素欠乏や硫化水素中毒の危険のおそれ」があるため、実際に危険があるかを問わず労働安全衛生法第59条第3項により、作業主任者を選任し、作業者には「酸素欠乏危険作業特別教育」を行うよう事業者には義務付けております。

建設業労働災害防止協会岩手県支部では事業者には代わって、下記要領で当該教育を開催いたしますので、自社及び傘下の業者の作業員に是非受講させていただきますようご案内申し上げます。



受講資格

満18歳以上ならどなたでも受講できます。

1. 開催日時・会場等 ※受講者の人数によっては中止になる場合もございます。

開催地区	開催日時	会場	定員
盛岡	令和8年10月14日(水) 9:00 ~ 15:40	岩手県建設会館 (盛岡市松尾町17-9)	50名

2. 講習料(税込)

区分	講習料	テキスト代	合計
会員	6,050円	968円	7,018円
非会員	6,050円	1,375円	7,425円

3. 講習科目

科 目	範 囲	時間
酸素欠乏等の発生の原因	・酸素欠乏等の発生の原因 ・酸素欠乏等の発生しやすい場所	1 時間
酸素欠乏症等の症状	・酸素欠乏等による危険性 ・酸素欠乏症等の主な症状	1 時間
空気呼吸器等の使用法	・空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスク又は換気装置の使用法及び保守点検の方法	1 時間
事故の場合の退避及び救急処置の方法	・安全带等並びに救出用の設備及び器具の使用法並びに保守点検の方法 ・人工呼吸の方法 ・人工そ生器の使用法	1 時間
その他酸素欠乏症等の防止に関し必要な事項	・労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則及び酸素欠乏症等防止規則中の関係条項 ・酸素欠乏症等を防止するため当該業務について必要な事項	1 時間 3 0 分

4. 申込方法等 (重要)

- (1) 所定の申込用紙(特別教育・安全衛生教育等講習申込書)に必要な事項を記入し、建設業労働災害防止協会岩手県支部に郵送して下さい。
申込書には6ヶ月以内に撮影した上三分身、脱帽の写真(タテ3cm×ヨコ2.5cm)1枚を必ず添付して下さい。不備がありますと、受け付けられませんのでご注意ください。
- (2) 講習料は受講票が到着次第、指定の銀行口座に振込みをお願いします。
- (3) キャンセルの取扱いについて、講習会開催日の7日前までの場合は、講習料から振込手数料を差し引き返金いたします。
(それ以降のキャンセルについては講習料の返金はできません。)
- (4) 申込みは先着順で受付、定員になり次第締切りとします。

5. その他 (重要)

- (1) 修了証は所定の時間どおり全科目を受講した適性者に対して交付します。ただし、遅刻をしますと修了証の交付はできなくなる場合があります。講習開始10分前までに受付を済ませて下さい。
- (2) 講習日は受講票、筆記用具を持参して下さい。
- (3) 駐車場は限りがありますので相乗り等ご協力をお願いします。
- (4) 昼食は、各自用意して下さい。

6. 申込み・問合せ先

建設業労働災害防止協会岩手県支部
〒020-0873 盛岡市松尾町17-9 岩手県建設会館3階
TEL:019-623-4411 FAX:019-653-6113